

旅行条件書 手配旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

弊社旅行業約款手配旅行の部（以下「弊社約款」といいます）で定義する用語については、本旅行条件書において用いることとします。

第1条（手配旅行契約）

1. 本旅行条件書において「旅行契約」とは、弊社（以下で定義します）がおお客様の依頼により、おお客様のために代理、媒介または取次をすることにより、お客様が運送・宿泊機関等（以下「旅行サービス提供機関」といいます）の提供する宿泊、運送、その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
2. お客様と、以下の各社のうちお客様が旅行申込みをする旅行会社（以下、「弊社」といいます）とは、手配旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。
株式会社ソティア 東京都新宿区富久町 1-5
東京都知事登録旅行業 第3-6762号 日本旅行業協会（JATA）正会員
3. 弊社は旅行の手配にあたり、旅行サービス提供機関に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申し受けます。取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。
4. 弊社が善良な管理者の注意を持って旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく弊社の債務の履行は終了します。従って、旅行サービス提供機関との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、弊社がその義務を果たしたときには、上記の取扱料金をお支払いいただきます。
5. 旅行契約の内容・条件は、「本旅行条件書」および「弊社約款」によるものとします。

第2条（旅行のお申し込みと旅行契約の成立時期）

1. オンライン予約の場合
弊社と旅行契約を締結しようとするお客様で、株式会社ソティアが運営するインターネット上の公式予約サイトにおいて、弊社所定の方法によりオンライン入力する方法により予約の申し込みをする場合、即時決済となります。
2. 見積予約の場合
弊社と旅行契約を締結しようとするお客様で、株式会社ソティアへ問い合わせ・見積りの後、申込フォームを送信する方法により予約の申し込みをする場合、期限までに決済リンクからカード決済または口座振込にて全額または一部申込金の入金手続きをしていただきます。※申込時期および金額によりご請求内容が異なります。期限までにお手続きをお願いします。
3. 旅行契約の成立時期は、お客様が、本旅行条件書および当サイトにおいて予約内容を提示するページまたは記載された旅行契約の内容および旅行条件等に同意のうえ、オンライン予約が成立した時点または予約申し込みを行い当該予約申し込みが弊社によって承諾された時点とします。
4. 第1項において、お客様がローマ字表記にて氏名を記入するときには、パスポートに記載されているとおりに入力していただくものとします。（お客様の氏名が誤って記入された場合には、旅行サービス提供機関への連絡が必要になり、また旅行サービス提供機関により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、弊社所定の取消料をいただくこととなりますので、オンライン入力には十分にご注意ください。）

第3条（申込条件）

1. お客様が申込み時点で18歳未満である場合は親権者の同意を必要とします。
2. 海外航空券の申し込みには、お客様が予約時点で17歳未満である場合は、同一旅行予約で20歳以上の保護者が同

行することが必要です。

3. 弊社は、以下の事項を「予約確認ページ」「予約確認メール」に表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。(1) 利用する旅行サービス提供機関および旅行サービスの内容 (2) 旅行日程 (3) 旅行代金
その他旅行サービスに通常要する費用 (4) 旅行サービス提供機関が提示する取消料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件 (5) 旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項 (6) その他の旅行条件

4. お客様は、前項により表示された事項、本旅行条件書、弊社旅行業約款、別途予約内容ごとに定める規約・注意事項を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとします。

5. 弊社は、旅行契約成立後、第3項各号の事項をお客様が予約確認するページに表示します。

6. 一部の旅行サービス提供機関の旅行サービスには、お申込みに条件を設定している場合があります。この条件はWEBサイトに記載しています。この条件を満たさないお客様からの旅行のお申し込みは、旅行サービス提供機関により変更または取消をされることがあります。なお、必要な場合は、弊社が旅行サービス提供機関を代理して変更・取消を行う場合があります。

7. その他当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。

第4条 (取引条件説明画面・契約書面の交付)

弊社は、本旅行条件書に記載した事項（「予約確認ページ」および「予約確認メール」に記載された第3条第3項各号の事項を含みます）を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示することを通知し、お客様はこれを申し込み時に必ず確認および保存するものとします。お客様は、弊社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

第5条 (旅行代金の支払)

1. 旅行代金とは、弊社が手配する旅行サービスにかかる利用料その他の旅行サービス提供機関に対して支払う費用（以下「旅行サービス料金」といいます）および弊社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料および取消手数料を除く）をいいます。

2. 本旅行条件書による旅行においては、旅行代金は、以下のいずれかの方法のうち「予約内容提示ページ」で選択可能な方法として表示されたものの中から、お客様が選択した方法により支払うものとします。

(1) 旅行サービス提供機関の指定する期限および方法により、旅行サービス提供機関に対して直接支払う方法。この場合、弊社に対するお客様による旅行代金の支払いは不要とします。（ただし、旅行サービス提供機関がお客様のクレジットカード情報をデポジットとして要求する場合があります。）

(2) 弊社（または弊社約款第4条に基づき弊社の手配を代行する者）に対し、通信契約（第6条で定義する）に基づきクレジットカードにより支払う方法。

(3) その他「予約内容提示ページ」に別の定めがあるときは、その方法

3. 前項(3)の方法により支払う場合、お客様は「予約内容提示ページ」に表示された期日までに旅行代金を支払う必要があります。

4. お客様は、同一の予約番号で発行された複数の旅行サービスに関する旅行代金を、個別に決済できないものとします。

5. 旅行契約の内容変更、運送料金の改定、為替相場の変動、その他の理由により、お客様の負担すべき追加費用（変更・取消料、空港諸税、燃油サーチャージを含みますがこれらに限られません）が生じた場合、お客様は、弊社所定の方法および手続きに従って、弊社へ支払うものとします。

6. 旅行契約の内容変更、解除、運送料金の減少または取消が生じた場合、弊社は弊社所定の方法および手続きに従って、清算をするものとします。

第6条 (通信契約)

1. 「通信契約」とは、弊社（または弊社約款第4条に基づき弊社の手配を代行する者。以下本条において同じ）が提携するクレジットカード会社（弊社と契約するクレジットカード決済代行業者を通じて提携している場合を含みます。）のカード会員

(以下「会員」といいます)との間で、所定の伝票への会員の署名なくして会員のクレジットカードによる旅行代金等の支払いを受けることを条件に、オンライン入力による旅行の申し込みを受けて締結する旅行契約をいいます。(例えば、旅行代金の決済方法がクレジットカードによる場合、お客様のクレジットカード情報をデポジットとして要求する旅行サービス提供機関の申し込みがあった場合など)

2. 通信契約は、通常の旅行契約の旅行条件に加え、以下の条件に従うものとします。

(1) 会員は、弊社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を弊社所定の方法により通知するものとします。

(2) 会員および弊社が通信契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日(カード利用日)は、以下のとおりとします。

i. 会員が支払うべき旅行代金については、契約成立日

ii. 会員が支払うべき追加費用については、支払うべき金額を弊社が会員に通知した日

iii. 弊社が支払うべき払戻金については、払い戻すべき金額を弊社が会員に通知した日

(3) 弊社は、お客様のクレジットカードで決済できない場合、通信契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することができます。

第7条(旅行契約の内容変更)

1. 弊社は、お客様が旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、可能な限りその求めに応ずるものとします。

2. お客様は、前項の変更を求める場合、当サイトの「マイページ」またはメール連絡にて変更依頼を行うものとします。海外航空券に関しては、Eチケットに記載の連絡先に連絡するものとします。

3. お客様は、第1項の旅行内容の変更により発生する変更料・違約料等を「予約確認ページ」に記載されたキャンセルポリシー(以下「提示キャンセルポリシー」といいます)に従い支払うものとします。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として当該旅行サービス提供機関の約款または規定に基づくものですが、当該旅行サービス提供機関との特約により当該約款と異なる場合があります。この場合には、提示キャンセルポリシーを優先するものとします。

4. 第1項の旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行サービス料金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。

5. 第1項の変更をする場合、お客様は、弊社が定める旅行業務取扱変更手数料金を支払うものとします。

変更についての規定、および変更料・変更手数料については、お申し込みの旅行サービスにより異なります。「予約確認ページ」に記載されたキャンセルポリシーを必ずご確認ください。

第8条(お客様による旅行契約の任意解除)

1. お客様は、次の各号の費用を支払うことを条件に、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。

i. お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用

ii. お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料として、旅行サービス提供機関に支払うべき費用

iii. 弊社所定の取消手数料

2. お客様は、前項の解除をする場合、当サイトの「マイページ」で変更依頼を行うものとします。ただし、同ページで変更ができない場合は、直接当該旅行サービス提供機関に連絡するものとします。海外航空券に関しては、Eチケットに記載の連絡先に連絡するものとします。

3. お客様は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消料・違約料等を、予約確認ページまたは予約確認メールに記載された提示キャンセルポリシーに従い支払うものとします。旅行サービスの提供を受けなかった場合についても同様とします。

なお、提示キャンセルポリシーは、原則として旅行サービス提供機関の約款に基づくものですが、当該機関との特約により当該約款と異なる場合があります。この場合には、提示キャンセルポリシーを優先するものとします。

4. 第1項の解除をする場合、お客様は、弊社が定める取消手数料金を支払うものとします。

変更についての規定、および変更料・変更手数料については、お申し込みの旅行サービスにより異なります。「予約確認ページ」に記載されたキャンセルポリシーを必ずご確認ください。

第9条（弊社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

お客様は、弊社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった場合は、旅行契約を解除することができます。

第10条（弊社の責任）

1. 弊社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関のサービス提供の中止、旅行サービス提供機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）による予約取消、官公署の命令その他の弊社または弊社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

- 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消され、または旅行日程が変更された場合
- 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取消され、または搭乗を拒否された場合
- お客様が出発便（または帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）および出発時間の確認を怠ったため予約を取り消され、または航空券が無効になった場合
- お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ、搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合
- お客様が航空券等の紛失または盗難に遭った場合
- 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備のため、日本および各国の出入国管理法により搭乗、出入国ができない場合
- パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い、搭乗を拒否された場合
- お客様の都合または乗り遅れによってご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

2. 弊社は、手荷物について生じた第2項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内（国内旅行は14日以内）に弊社に対して通知があった場合に限りお客様1名につき15万円を限度（弊社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償するものといたします。

第11条（お客様の責任）

1. 弊社は、お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により弊社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。
2. お客様は、旅行契約を締結するに際し、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めるものとします。
3. お客様は、旅行開始後において、第3条に基づき当サイトに掲示された事項（以下、この条項で「契約書面」といいます）の旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、速やかにその旨を弊社、弊社の手配代行者または当該旅行サービス機関に申し出るものとします。
4. お客様が事前に利用航空会社の承諾を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

第12条（お客様が出発までに実施する事項）

1. 海外旅行では、旅行に要する旅券および残存有効期限、査証、再入国許可証および各種証明書の取得および出入国手続き書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。弊社は、手続きの一部または全部の代行などのサービスは行っておりません。

2. 海外旅行では、渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」でご確認ください。
3. 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」にてご確認ください。
4. 海外旅行では、旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』へのご登録をおすすめします。

第13条（その他）

1. 航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行っていただくものとします。またマイレージに関する責任は弊社では負いかねます。

2. 航空会社の無料受託手荷物について

航空会社の受託手荷物については、無料で預けられる手荷物の量に制限があり、制限を超過すると超過手荷物料金が必要で
す。ご利用便や航空会社ごとに異なりますので、航空会社にお客様ご自身でご確認ください。

3. お申込みの名前について

お客様のお申込みの名前は、パスポートのスペル通りに入力していただくことをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、年齢、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。

別紙：旅行業務取扱料金表

旅行サービス種別	単位	取扱料金（税別）		
		取扱料金	変更手数料	取消手数料
海外航空券	1人1件	5,000円	5,000円	5,000円

※予約確認メールに表示します。

旅行業務取扱料金を設定していないサービスについては記載しておりません。

取扱料金はおお客様のご都合で旅行契約が解除された場合でも、取消料発生日前後にかかわらずご返金対象外となります。

航空券発券後のご変更は、申込時に「変更可能」である旨の記載がない限り、すべての航空券が取消扱いとなり、運送機関の規定による払い戻し料をお支払い頂き、再度予約し直すものとします。

また、お客様は、払い戻しの際に、運送機関の規定の払い戻し料とは別に、航空券1冊につき弊社取消・変更手数料 5,000円（消費税別）を支払うものとします。

株式会社ソティア
 東京都知事登録旅行業第 3-6762
 所在地 東京都新宿区富久町 1-5
 一般社団法人 日本旅行業協会正会員